

I いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは本校に在籍している生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的、物理的な悪影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった生徒が、心身の苦痛を感じているものを指している。

- (1) いじめは決して許されない行為であり、生徒の人格形成や人権尊重の精神を育む上で見逃すことの出来ない重要な問題である。
- (2) いじめ防止のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外に問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

II 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、前項の基本的な考え方に則り、在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切にこれに対処する責務がある。

III いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

- ア 墨田区立桜堤中学校のいじめ問題の実態と対応を統括する。
- イ 墨田区立桜堤中学校のいじめ問題に対する組織の評価、改善について提言する。

②所掌事項

- ア いじめの早期発見、実態把握に関すること。
- イ いじめ防止等に関する対策の立案に関すること。
- ウ いじめの事案の対応に関すること。

③会議

生活指導部会とリンクし、月1回を定例会とする。またいじめの事案により、適宜開催する。

④委員構成

ア 全体組織

- ・いじめ対策委員会は拡大委員会と作業委員会を設ける。
- ・いじめ対策委員会は臨時委員会を設けることができる。

イ 拡大委員会

- ・校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、生活指導部員、PTAの代表、スクールサポーターその他校長が必要と認める者をもって設置される。
- ・拡大委員会は年一回以上開催する。

ウ 作業委員会

- ・いじめ対策作業委員会は副校長、生活指導主任、生活指導部員、スクールカウンセラーからなる。
- ・いじめ対策作業委員会は生活指導部会をベースにする。

エ 臨時委員会

- ・必要に応じて校長、学年主任、当該生徒担任等が作業委員会に参加する臨時委員会を設ける。
- ・校長や作業委員会のメンバー、学年主任等からの要請があったときに臨時委員会を招集する。

(2) 学校サポートチーム

①設置の目的

いじめの未然防止及びいじめの事案により、校外関係機関と連携した学校サポートチームを設置する。

②所掌事項

家庭、地域と連携したいじめの未然防止、情報提供、いじめ発生時の対応に関すること。

③会議

年3回の学校運営連絡協議会の後に実施する。ただし、いじめの事案により緊急に開催することがある。

④委員構成

管理職、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長をはじめとした役員、町会長、桜堤中地区青少年育成委員会、その他校長が必要と認める者をもって設置される。ただし、PTA関係者においてはいじめの状況を考慮して校長が選考し決定する。

IV 段階に応じた具体的な取り組み

(1) 未然防止のための取り組み

いじめ防止のために、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、より良い対人関係を結ぶ能力を養うことを目的として、豊かな人間性を育成する心の教育の充実を目指し、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ①いじめ予防の啓発活動を年3回実施する。
- ②人権教育等の校内研修を年1回実施する。
- ③学校行事において「かけがえのない仲間づくり」を通年で推進する。
- ④全校集会、学年集会、学級指導、道徳の授業計画等において、いじめ問題を取り上げて指導する。
- ⑤授業や行事などの教育活動において、生徒の自尊感情を高めるための工夫をする。
- ⑥PTA、地域への啓発活動を通年で実施する。

(2) 早期発見のための取り組み

いじめ早期発見のために、毎週定期的に各学年からの状況報告を実施するほか、生徒に対して定期的な調査、その他の必要な措置を行う。

- ①何気ない冷やかしさや悪ふざけを見逃さないように、教職員が高い人権意識を持って生徒に接する。
- ②思いやりや正義感、ルールを大切に作る心を育てる。
- ③授業や行事において、生徒の自発的な活動を促し、力を発揮して自信を持てるような活動の工夫を行う。
- ④個々の異なる意見や考え方を尊重しつつ、他者の考えを受け入れることができる心を育てる。
- ⑤生徒の成長段階を考慮し状況に応じてほめながら、生徒の行動を認める。

(3) 早期対応のための取り組み

- ①いじめの訴えを誠実に受け止め、いじめのサインを見落とさず、小さなことでもいじめと認識する。
- ②早期の段階での状況確認と教職員の情報共有を徹底し、指導の開始時期を見逃さない。
- ③いじめを受けた生徒の人権を守り、心理面への配慮を重視した指導を行う。
- ④いじめをした生徒に対して、問題行動の要因や精神的なストレスを考慮して適切な指導を行う。
- ⑤いじめの様相の変化に留意して、継続して観察、指導を続ける。

(4) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたりする場合には、次の対策を講じる。

- ①区教育委員会指導室にいじめの事実を報告するとともに、指導・助言を得て調査組織を設置し、事実関係を明らかにするために質問票の使用、その他適切な方法により調査を行う。
- ②調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

V 教職員研修計画

東京都及び墨田区教育委員会のいじめ防止プログラム、いじめ対応マニュアル等を活用しいじめ防止対策研修を年3回実施する。

VI 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に説明するとともに、いじめ防止授業地域公開講座を実施するなど啓発に努める。
- (2) 年間を通じて教員及びスクールカウンセラーによる、保護者相談を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒の安全確保のために状況をきめ細かく把握し、心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーなどを活用して被害の生徒や保護者のケアを行う。
- (4) 加害生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発防止のために学校いじめ対策委員会が中心となって、組織的、継続的に生徒の観察と指導を徹底して、保護者への指導や助言を行う。

VII 地域及び関係機関や団体との連携推進の方策

- (1) いじめについて早期に区教育委員会指導室に報告する。
- (2) 犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合は、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所と情報を共有し、対応策を協議する。
- (3) 必要に応じてPTAや民生児童委員などと連携を図る。

VIII 学校評価及び基本方針改善のための計画

教職員と保護者、生徒による学校評価にいじめ防止対策に関わる項目を作り、基本方針の改善に役立てる。